



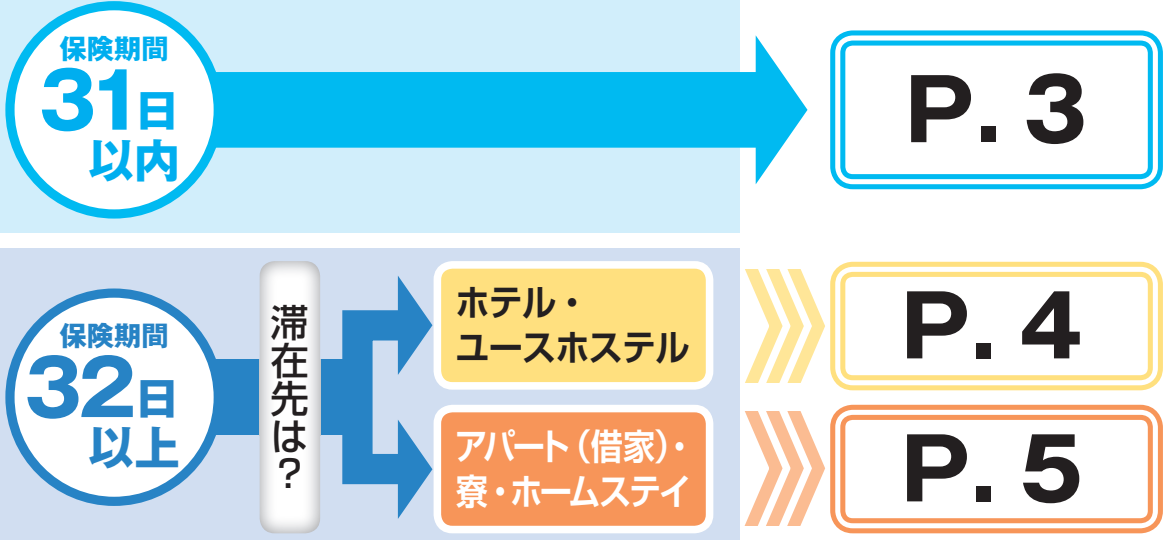
# 海外旅行保険

ワーキング・ホリデー／  
留 学 用

ワーキング・ホリデー／留学用 のパンフレットです。



## プランの 選び方



## ワーキング・ホリデーとは??

海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます。

## 留学とは??

勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。


## 海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.10~14をご確認ください。

### ①ご自身のケガや病気に関する補償

#### 旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は
	傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は
	疾病死亡保険金



#### 旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	-----------




#### 旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化\*1して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間*2 31日まで
	治療・救済費用保険金

#### 旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合


お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	------------

**保険金額  
無制限**  
タイプを  
ラインナップ!



#### ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	------------



**さらに大きな  
あんしん  
をプラス!**



海外旅行開始前に渡航先の診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.13~14もあわせてご確認ください。

\*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

\*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約の保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円が限度となります(治療・救済費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

### ②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

#### 人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



#### ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



#### 他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	---------



### ③ 持ち物に関する補償

#### 旅先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合

お支払いする保険金の種類 **携行品損害保険金** \*3\*4\*5



#### デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

お支払いする保険金の種類 **携行品損害保険金** \*3\*4\*5



- ※本パンフレットP.11~12もあわせてご確認ください。
- \*3 携行品(パスポートを含みます。)の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害については保険金をお支払いできません。
  - \*4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
  - \*5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります(保険金額30万円超の場合)。

### ④ その他の費用に関する補償

#### 航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、身の回りの品を買った場合\*6

お支払いする保険金の種類

保険期間 31日まで **偶然事故対応費用保険金** \*7

保険期間 32日以上 **航空機寄託手荷物保険金** \*8



#### 航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

お支払いする保険金の種類

保険期間 31日まで **偶然事故対応費用保険金** \*7

保険期間 32日以上 **航空機遅延保険金** \*9



- ※本パンフレットP.13~14もあわせてご確認ください。
- \*6 身の回り品購入費については、搭乗した航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
  - \*7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。  
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費 ④渡航手続費 ⑤渡航先での各種サービス取消料等 ⑥食事代 ⑦身の回り品購入費
  - \*8 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
  - \*9 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

#### 列車の車両故障で、急ぎよ空港までタクシーを使った場合

お支払いする保険金の種類

保険期間 31日まで **偶然事故対応費用保険金** \*7



#### 熱がでてオプションツアーをキャンセルした場合

お支払いする保険金の種類

保険期間 31日まで **偶然事故対応費用保険金** \*7



#### (海外渡航期間が3か月超のお客様向け) 補償を追加するオプション

#### 配偶者が危篤で、旅行中に急ぎよ一時帰国した場合

お支払いする保険金の種類 **緊急一時帰国費用保険金**



### アパート(借家)・寮・ホームステイ(保険期間32日以上)向けオプション

#### お店の商品を壊したり、アパートの部屋を水浸しにした場合

お支払いする保険金の種類 **留学生賠償責任保険金**



#### アパート内の家財を盗まれたり、カメラを落として壊した場合

お支払いする保険金の種類 **留学生生活用財産損害保険金**



#### 留学生の扶養者が事故により死亡されたり、重度後遺障害となった場合

お支払いする保険金の種類 **留学継続費用保険金**  
(旅行目的が「留学」の場合のみ)



# 2 ご契約金額と保険料 / お申込にあたっての注意

## ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行(海外への留学またはワーキング・ホリデー)の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。  
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。

## 「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.11 ~ 12もあわせてご確認ください。

## 保険期間 31日まで

契約タイプ	69歳以下						70歳以上*1							
	A6	A5	A4	A3 (オススメ)	A2	15歳未満	C3	C2	B2	E3	E2 (オススメ)	F4	F3	F2
保険金額(契約金額)														
傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限		無制限	無制限	無制限	無制限		3,000万円	無制限	無制限	無制限		3,000万円	
応急治療・救援費用*2	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	
偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
払い込みいただく保険料	保険期間1日まで	6,060円	5,090円	4,110円	3,280円	2,890円	2,990円	2,320円	2,220円	4,400円	3,390円	2,830円	2,550円	2,310円
	2日まで	7,020円	6,030円	5,020円	4,150円	3,750円	3,860円	3,180円	2,900円	5,550円	4,500円	3,920円	3,630円	3,200円
	3日まで	7,800円	6,810円	5,800円	4,910円	4,510円	4,640円	3,950円	3,500円	6,550円	5,480円	4,900円	4,610円	4,010円
	4日まで	8,580円	7,560円	6,530円	5,610円	5,200円	5,330円	4,630円	4,040円	7,460円	6,360円	5,760円	5,460円	4,720円
	5日まで	9,490円	8,440円	7,390円	6,410円	5,990円	6,190円	5,450円	4,660円	8,510円	7,330円	6,730円	6,430円	5,500円
	6日まで	10,560円	9,440円	8,310円	7,240円	6,790円	7,030円	6,250円	5,280円	9,620円	8,340円	7,700円	7,380円	6,280円
	7日まで	11,440円	10,270円	9,090円	7,960円	7,490円	7,730円	6,920円	5,820円	10,560円	9,210円	8,530円	8,190円	6,970円
	8日まで	12,490円	11,320円	10,140円	8,990円	8,520円	8,780円	7,970円	6,650円	11,560円	10,190円	9,510円	9,170円	7,770円
	9日まで	13,190円	12,000円	10,790円	9,600円	9,120円	9,390円	8,560円	7,110円	12,330円	10,920円	10,220円	9,870円	8,350円
	10日まで	13,890円	12,670円	11,440円	10,220円	9,730円	10,040円	9,200円	7,600円	13,110円	11,660円	10,960円	10,610円	8,950円
	11日まで	14,710円	13,420円	12,110円	10,810円	10,290円	10,630円	9,770円	8,020円	14,000円	12,470円	11,730円	11,360円	9,570円
	12日まで	15,430円	14,110円	12,780円	11,440円	10,910円	11,260円	10,380円	8,520円	14,770円	13,200円	12,440円	12,060円	10,170円
	13日まで	16,200円	14,830円	13,450円	12,050円	11,500円	11,890円	11,000円	8,980円	15,610円	14,000円	13,220円	12,830円	10,820円
	14日まで	16,850円	15,430円	14,000円	12,550円	11,980円	12,360円	11,440円	9,350円	16,390円	14,720円	13,900円	13,490円	11,380円
	15日まで	17,390円	15,940円	14,490円	13,010円	12,430円	12,810円	11,880円	9,690円	18,200円	16,500円	15,660円	15,240円	12,880円
	17日まで	18,290円	16,820円	15,340円	13,810円	13,220円	13,660円	12,720円	10,320円	19,270円	17,520円	16,680円	16,260円	13,720円
	19日まで	19,760円	18,190円	16,610円	14,970円	14,340円	14,810円	13,840円	11,180円	20,970円	19,110円	18,210円	17,760円	14,970円
	21日まで	21,030円	19,410円	17,780円	16,070円	15,420円	15,900円	14,900円	12,030円	22,580円	20,640円	19,700円	19,230円	16,210円
	23日まで	22,510円	20,760円	19,010円	17,170円	16,470円	17,010円	15,950円	12,850円	23,760円	21,680円	20,680円	20,180円	17,020円
	25日まで	23,910円	22,070円	20,210円	18,250円	17,510円	18,090円	16,980円	13,650円	24,970円	22,760円	21,700円	21,170円	17,800円
27日まで	25,440円	23,490円	21,540円	19,460円	18,680円	19,300円	18,150円	14,560円	25,900円	23,560円	22,440円	21,880円	18,370円	
29日まで	26,820円	24,780円	22,720円	20,530円	19,710円	20,360円	19,170円	15,350円	26,930円	24,480円	23,300円	22,710円	19,040円	
31日まで	28,420円	26,280円	24,120円	21,820円	20,960円	21,680円	20,450円	16,350円	28,100円	25,530円	24,310円	23,700円	19,850円	

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。(旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

- \*1 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。)
- \*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。
- \*3 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。



- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、裏表紙「ご契約に関するご注意」の②をご確認いただき、その旨お申し出ください。



## 保険期間 32日以上

## ホテル・ユースホステル

※本タイプは、滞在先がアパート(借家)・寮・ホームステイの場合にもご加入いただけますが、その場合には滞在中の居住施設内で発生した携行品の事故および、戸室全体を貸借しているアパート等に対する賠償責任は補償の対象外となります。

契約タイプ	69歳以下					
	L3	L2	15歳未満			
		オススメ	N4	N3	M2	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
治療・救済費用	無制限	無制限	無制限		3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
払い込みいただく保険料	保険期間34日まで	22,750円	20,410円	19,150円	17,830円	14,630円
	39日まで	23,990円	21,480円	20,100円	18,620円	15,420円
	46日まで	28,980円	26,210円	24,630円	22,870円	19,100円
	53日まで	34,740円	31,630円	29,810円	27,740円	23,270円
	2か月まで	40,090円	36,540円	34,440円	31,980円	26,990円
	3か月まで	56,210円	51,610円	48,830円	45,430円	38,500円
	4か月まで	76,260円	70,030円	66,170円	61,300円	52,360円
	5か月まで	100,680円	92,800円	87,880円	81,560円	69,730円
	6か月まで	117,990円	108,480円	102,480円	94,710円	81,350円
	7か月まで	138,670円	127,500円	120,420円	111,200円	95,660円
	8か月まで	160,510円	147,690円	139,550円	128,880円	110,950円
	9か月まで	182,260円	167,760円	158,540円	146,400円	126,080円
10か月まで	203,740円	187,550円	177,230円	163,610円	141,000円	
11か月まで	225,270円	207,460円	196,080円	181,000円	156,080円	
1年まで	246,920円	227,420円	214,960円	198,420円	171,130円	

### 海外渡航期間が3か月超のお客様向けオプション 緊急一時帰国費用・保険料表

ご契約タイプ	アジア地域	北米・中米・南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ地域
	X	Y	Z
保険金額(ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	ご本人のみ	ご本人のみ
保険期間 4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円

#### 一時帰國中担保特約について

3か月超の保険期間でご契約のお客様には「一時帰國中担保特約」が割増保険料なしで自動的にセットされます。

ただし、以下のご契約を除きます。

- ・数次海外旅行者に関する特約をセットしているご契約

#### 「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超の場合に限りセットすることが可能です。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご相談ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをご案内した場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方の「ご署名をいただけないご契約」はこちらからお選びください。(旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

\*3 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

# 2 ご契約金額と保険料／お申込にあたっての注意

ご契約金額と保険料は①②③からお選びください。

## 組み合わせ例

① **基本補償** + ② **留学生賠償責任** + ③ **留学生生活用動産**

オススメパターン (保険期間1年の場合)

**S2** 208,150円 + 2,940円 + 39,380円 = 250,470円

保険期間 **32日以上**

アパート(借家)・寮・ホームステイ

申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。(旅行目的が「留学」または「ワーキング・ホリデー」の場合)

### ① 基本補償

契約タイプ		69歳以下		
		S3	S2 <b>オススメ</b>	T2
(ご契約金額)	傷 害 死 亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	傷 害 後 遺 障 害	5,000万円	3,000万円	1,000万円
	治 療 ・ 救 援 費 用	無制限	無制限	3,000万円
	疾 病 死 亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円
払い込みいただく保険料	保険期間 32日から34日まで	17,080円	15,320円	11,290円
	39日まで	18,260円	16,340円	12,030円
	46日まで	23,180円	21,000円	15,660円
	53日まで	28,870円	26,350円	19,780円
	2か月まで	33,890円	30,970円	23,300円
	3か月まで	49,080円	45,200円	34,260円
	4か月まで	67,570円	62,210円	47,180円
	5か月まで	90,450円	83,610円	63,650円
	6か月まで	106,190円	97,870円	74,330円
	7か月まで	125,270円	115,450円	87,690円
	8か月まで	145,520円	134,220円	102,030円
	9か月まで	165,600円	152,780円	116,170円
	10か月まで	185,460円	171,120円	130,130円
	11か月まで	205,440円	189,640円	144,290円
1年まで	225,470円	208,150円	158,380円	
2年*1	450,930円	416,290円	316,770円	

### ② 留学生賠償責任 ・ ③ 留学生生活用動産

保険金額(ご契約金額)		② 留学生賠償責任 (免責金額 0円)					
		1億円 <b>オススメ</b>	5,000万円	3,000万円	1,000万円	100万円	80万円
払い込みいただく保険料	保険期間 32日から34日まで	620円	540円	480円	400円	9,830円	9,410円
	39日まで	680円	590円	520円	440円	10,770円	10,300円
	46日まで	740円	640円	570円	480円	11,700円	11,200円
	53日まで	790円	690円	610円	520円	12,640円	12,100円
	2か月まで	850円	740円	660円	550円	13,580円	12,990円
	3か月まで	1,060円	920円	820円	690円	16,850円	16,130円
	4か月まで	1,290円	1,130円	1,000円	840円	20,600円	19,710円
	5か月まで	1,500円	1,310円	1,160円	970円	23,880円	22,850円
	6か月まで	1,710円	1,480円	1,320円	1,110円	27,150円	25,980円
	7か月まで	1,910円	1,660円	1,480円	1,240円	30,430円	29,120円
	8か月まで	2,120円	1,840円	1,640円	1,380円	33,710円	32,260円
	9か月まで	2,320円	2,020円	1,800円	1,510円	36,990円	35,390円
	10か月まで	2,530円	2,200円	1,950円	1,640円	40,260円	38,530円
	11か月まで	2,740円	2,380円	2,110円	1,780円	43,540円	41,660円
1年まで	2,940円	2,560円	2,270円	1,910円	46,820円	44,800円	
2年*1	5,880円	5,120円	4,550円	3,820円	93,640円	89,600円	

\*1 保険期間が1年を超えて端日数がある場合の保険料はお問い合わせください。

\*2 保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約され、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただいているお客様が対象になります。

**ご契約の際のご注意**

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください(最長2年)。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より7月15日までの旅行」の保険期間は「46日まで」、「6月1日より7月31日までの旅行」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。
- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。特に被保険者が保険始期日時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。



**「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意**

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生補償するものではありません。また、費用の種類によっては、下表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。本パンフレットP.11～12もあわせてご確認ください。

**留学継続費用担保特約をご契約される場合**

ご契約タイプ(保険金額)および保険期間に応じて以下の保険料が追加で必要となります。

旅行目的がワーキング・ホリデーの場合、「留学継続費用担保特約」をセットすることはできません。

保険金額 (ご契約金額)		200万円	150万円	120万円
お支払いいただく保険料	保険期間 32日から34日まで	180円	140円	110円
	39日まで	200円	150円	120円
	46日まで	220円	170円	130円
	53日まで	240円	180円	140円
	2か月まで	260円	200円	160円
	3か月まで	320円	240円	190円
	4か月まで	380円	290円	230円
	5か月まで	440円	330円	260円
	6か月まで	520円	390円	310円
	7か月まで	580円	440円	350円
	8か月まで	640円	480円	380円
	9か月まで	700円	530円	420円
	10か月まで	760円	570円	460円
	11か月まで	820円	620円	490円
1年まで	880円	660円	530円	
2年*1	3,520円	2,640円	2,110円	

**海外渡航期間が3か月超のお客様向けオプション**

**緊急一時帰国費用・保険料表**

契約タイプ	アジア地域	北米・中米・南米 オセアニア 中近東地域	欧州 アフリカ地域
	X	Y	Z
保険金額(ご契約金額)	40万円	70万円	100万円
払い込みいただく保険料	ご本人のみ	ご本人のみ	ご本人のみ
保険期間 4か月まで	5,240円	9,170円	13,090円
5か月まで	6,070円	10,620円	15,180円
6か月まで	6,900円	12,080円	17,260円
7か月まで	7,740円	13,540円	19,340円
8か月まで	8,570円	15,000円	21,430円
9か月まで	9,400円	16,460円	23,510円
10か月まで	10,240円	17,920円	25,590円
11か月まで	11,070円	19,370円	27,680円
1年まで	11,900円	20,830円	29,760円

**一時帰國中担保特約について**

3か月超の保険期間でご契約のお客様には「一時帰國中担保特約」が割増保険料なしで自動的にセットされます。

ただし、以下のご契約を除きます。

- ・数次海外旅行者に関する特約をセットしているご契約

**「緊急一時帰国費用」についてのご注意**

①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月超の場合に限りセットすることが可能です。

②緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

**契約者についてのご注意**

留学生、ワーキング・ホリデー向けオプションのお申込みに際しては、ご契約者は保険期間を通じて日本に在住される方としてください。(留学、ワーキング・ホリデーで海外に滞在する方はご契約者にはなれません。)

**③留学生生活用動産(免責金額 0円)**

70万円	60万円 <small>(オススメ)</small>	50万円	40万円
8,970円	8,270円	7,330円	6,280円
9,830円	9,060円	8,030円	6,880円
10,680円	9,850円	8,720円	7,480円
11,540円	10,630円	9,420円	8,080円
12,390円	11,420円	10,120円	8,680円
15,390円	14,180円	12,560円	10,770円
18,800円	17,330円	15,350円	13,170円
21,790円	20,080円	17,790円	15,260円
24,790円	22,840円	20,240円	17,360円
27,780円	25,600円	22,680円	19,450円
30,770円	28,360円	25,120円	21,550円
33,760円	31,110円	27,560円	23,640円
36,750円	33,870円	30,000円	25,740円
39,740円	36,620円	32,440円	27,830円
42,740円	39,380円	34,890円	29,930円
85,460円	78,760円	69,770円	59,850円



# 3 補償のご案内

○=セットされます ×=セットされません




お支払する 保険金の種類	保険期間 31日 まで	保険期間 32日以上		補償の概要 (詳細は本パンフレットP.10～14をご確認ください)
		ホテル・ ユースホステル	アパート (借家)・寮・ ホームステイ	
傷害死亡保険金	○	○	○	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。
傷害後遺障害保険金	○	○	○	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。
治療・救済費用保険金	○	○	○	海外旅行中にケガや病気で医師の治療を受けられた場合や、3日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになった場合。
疾病に関する応急治療・ 救済費用担保特約に係る 治療・救済費用保険金	○	×	×	海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことがある病気が原因で、海外旅行中に症状の急激な悪化により医師の治療を受けたり、3日以上続けて入院されて家族に駆けつけてもらうことになった場合。
疾病死亡保険金	○	○	○	海外旅行中に病気で死亡された場合。(海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け30日以内に死亡された場合を含む)
賠償責任保険金	○	○	×	海外旅行中に他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合など。
携行品損害保険金	○	○	×	携行品の盗難、破損等により損害を受けた場合の補償。
<オプション> 留学生賠償責任保険金	×	×	○	海外旅行中に他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合などに加えて、アパートなどの居住施設の所有・使用・管理に起因する事故で損害賠償責任を負った場合。
<オプション> 留学生生活用動産 損害保険金	×	×	○	携行品の盗難、破損等により損害を受けた場合の補償に加えて、アパートなどの居住施設内に保管中の物の盗難、破損等により損害を受けた場合。
<オプション> 留学継続費用保険金 (留学生の場合のみ)	×	×	○	留学生の扶養者が事故により死亡されたり、重度後遺障害となった場合、その状態となった時から予定留学終了時までの年数に留学継続費用保険金額を乗じた額を補償。
偶然事故対応費用保険金	○	×	×	予期せぬ偶然な事故(※)により被保険者が次の費用を負担した場合。 a.交通費、b.宿泊施設の客室料、c.国際電話料等通信費、d.渡航手続費、e.渡航先での各種サービス取消料等、f.食事代、g.身の回り品購入費 (※) 公的機関、交通機関、宿泊期間、医療機関、旅行会社によって、事故の発生が証明されるものに限ります。
航空機寄託手荷物保険金	×	○	×	航空機への搭乗時に被保険者が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地到着後6時間以内に運搬されなかったために、到着してから96時間以内に衣類、生活必需品等の購入費の負担を余儀なくされた場合。
航空機遅延保険金	×	○	×	出発地から搭乗する予定だった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航などにより6時間以内に代替機を利用できなかった場合など。
<オプション> 緊急一時帰国費用保険金 (保険期間3か月超にセット可能です。)	×	○	○	海外旅行中に被保険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡・危篤等により一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費等を補償。



## 携行品損害保険金 と 留学生生活用動産保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.10～12をご確認ください)






○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間32日以上		ご注意
	携行品損害保険金	留学生生活用動産保険金	
<b>携行中</b> 市内観光からホテルに戻る路上で引たくりに遭い、鞆を奪われた。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●携行品1個、1組または1対あたりの補償限度額は10万円となります。(乗車券等は合計5万円限度、旅券は1事故につき5万円限度)</li> <li>●携行品損害保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</li> <li>●留学生生活用動産保険金は、同一保険年度内の事故に対して留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。</li> </ul>
<b>ホテル等の宿泊施設に保管中</b> ホテルに帰宅するとカメラが盗まれていた。 	○	○	
<b>アパート等の居住施設に保管中</b> アパート(借家)に帰宅するとカメラが盗まれていた。 	×	○	

## 賠償責任保険金 と 留学生賠償責任保険金 の比較 (概要)

(詳細は本パンフレットP.10～12をご確認ください)

○=補償されます ×=補償されません

事故状況	保険期間32日以上		ご注意
	賠償責任保険金	留学生賠償責任保険金	
<b>歩行中</b> 歩行中、他人とぶつかってケガをさせてしまい治療費について損害賠償を請求された。 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>●留学生賠償責任保険金では、居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。)の損害</li> <li>・部屋以外の損害</li> </ul> </div>
<b>ホテル等の宿泊施設に滞在中</b> ホテルの部屋を水浸しにしてしまった。 	○	○	
<b>アパート等の居住施設に滞在中(※)</b> アパート(借家)の部屋を水浸しにしてしまった。 	×	○	
<b>ホテル等の宿泊施設に滞在中</b> ホテルの部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	○	○	
<b>アパート等の居住施設に滞在中(※)</b> アパート(借家)の部屋のガラスを誤って割ってしまい、損害賠償責任を負ってしまった。 	×	×	

(※)建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合。

# 4 東京海上日動のサービス体制\*1

## 海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けいたします。

日本語で対応\*2

24時間  
年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。

※お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※サービス内容は予告なく変更される場合があります。

\*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんのであらかじめご了承ください。

### ① トラベルプロテクト

対象

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様で、かつ保険期間が3か月までのタイプ契約でご契約のお客様

#### 緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で急に現金類が不足した場合に、現金をご用意します。

金利・手数料無料  
ご用立ての金額は  
US\$1,000ドルまで

※ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。  
※本サービスのご利用は、お客様の旅行期間を通じて1回のみとなります。

受け渡し場所は世界32万か所



#### 電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

手数料  
無料



43か国語に対応(2015年3月現在)  
※ご希望される言語により、四者通訳にてサービス提供させていただくことがあります。

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料\*3

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

ホテル・航空券に関するサポート

空港とホテルの間の送迎予約・手配

旅行関連の安全情報の提供

日本語FAXニュースの配信

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによってFAX受信手数料がかかる場合があります。

メッセージの伝達

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

\*3 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

### ② 緊急医療相談サービス

#### 緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。  
※ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。

### ③ ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象

保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちのお客様

自己負担することなく治療が受けられる

#### キャッシュレス・メディカル・サービス

病院の窓口で受診料をお支払いいただくことなく受診ができるサービスです。

(注) 治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。また、海外旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化したことにより受診をされる場合は、キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用にあたっては、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご相談ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。



重大な病気やケガの際の

#### 緊急アシスタンス

重大な病気やケガの場合の病院の手配、お客様の移送の手配等についても、東京海上日動海外総合サポートデスクが責任をもって、きめ細かいサービスを提供いたします。

(注) ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

\*1 「主たる旅行先」が日本となるご契約の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

# 5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

## 留学生向け オプション

「海外旅行中」とは 保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外への留学またはワーキング・ホリデーの目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

**ご注意** 留学生賠償責任保険金、留学生生活用動産損害保険金、留学継続費用保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任保険金	<b>お支払いする場合</b> 海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅*1の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物*2に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 *1 住宅とは? 被保険者(保険の対象となる方)の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。 *2 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)、に与えた損害*3を含みます。 *3 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋(部屋内の動産を含みます。の)損害 部屋以外の損害	<b>お支払い額</b> 損害賠償金の額 ① 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	たとえば、 ① 戦争、内乱等*4 ② 放射線照射、放射能汚染 ③ ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意 ④ 職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ⑤ 航空機、船舶*5、車両*6、銃器(空気銃を除きます。の)所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥ 受託品に関する賠償責任(*2で含める物はお支払いの対象となります。) ⑦ 親族に対する賠償責任 *4 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *5 ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 *6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。
	<b>お支払いする場合</b> 海外旅行中に生活用動産*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *7 生活用動産とは? 被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた携行品(カメラ、カバン、衣類等)または被保険者の宿泊・居住施設に保管中の物をいいます。ただし、現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等、および別送品は含みません。	<b>お支払い額</b> 携行品または宿泊・居住施設保管中の物1個、1組または1対あたり10万円を限度とした損害額*8 ① 乗車船券、航空券等については合計5万円を限度とします。 ② 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ③ 同一保険年度内の事故に対して、留学生生活用動産損害保険金額を限度とします。 *8 損害額とは? 修理費または時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地に負担した場合に限り)。交通費、宿泊費を含みます。乗車船券、航空券等についてはその乗車船券、航空券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。 ※ 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※ スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払いにかえることができる場合があります。サービスの詳細内容については「海外旅行保険パンフレット」をご確認ください。	上記①②に加え、たとえば、 ・ ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ・ 携行品の置き忘れまたは紛失*9 ・ 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・ 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。) ・ ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損壊*10 ・ 温度変化・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出*10 *9 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *10 火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等による損害はお支払いの対象となります。
留学生生活用動産損害保険金	<b>お支払いする場合</b> 海外の学校*11に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者(保険の対象となる方)の扶養者*12が、死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)、または、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者の扶養者*12の身体に重度後遺障害が生じた場合 *11 学校とは? 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	<b>お支払い額</b> 扶養者*12が左記の状態となった時から予定留学終了時までの年数*13に留学継続費用保険金額を乗じた額 *12 扶養者とは? 被保険者(保険の対象となる方)の親族のうち被保険者の留学費用を主として負担している方をいいます。 *13 1年に満たない場合または1年未満の端日数が生じた場合は、1年を365日として計算した割合により保険金の額を決定します。	上記①②に加え、たとえば、 ・ ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または扶養者*12の故意または重大な過失 ・ 扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 ・ 扶養者*12の無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ・ 扶養者*12の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・ 被保険者が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・ 扶養者*12が被保険者を扶養していない場合
留学継続費用保険金(留学生の場合のみ)			



# 5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31**日まで

保険期間 **31**日超

共通の補償

保険金の種類

保険金をお支払いする主な場合

旅先で  
ケガをして



傷害死亡  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

旅先で  
病気やケガの  
治療をして



治療・救済費用  
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合  
②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合\*3  
③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合



救済費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)  
②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上**\*5続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)  
③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合  
④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合  
⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等

\*5 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

① 治療費用部分・救済費用部分共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。  
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者(保険の対象となる方)が診療機関に直接支払った費用

旅先で  
病気を  
して



疾病死亡  
保険金

お支払いする場合

①海外旅行中に病気で死亡された場合  
②海外旅行開始後に発病した病気\*3により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合  
③海外旅行中に感染した特定の感染症\*4により、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合

他人にケガ等を  
させて



賠償責任  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物\*6に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

\*6 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。

持ち物が  
損害を受けて



携行品損害  
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品\*9が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合

\*9 携行品とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は**含まれません**。

① **ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

\*3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りです。



## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

## 保険金のお支払い額



### お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。  
① 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。



### お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%\*2  
① 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

\*2 始期日における被保険者(保険の対象となる方)の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。

### お支払い額

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。)

\*日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。) ② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用

### お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額

① 捜索救助費用 ② 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで) ③ 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで) ④ 救護者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで)

b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用  
c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分

### お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

### お支払い額

損害賠償金の額

① 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。  
\* 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。  
\* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。  
\* 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

### お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額\*10

① 乗車券等は合計で5万円を限度とします。  
② 旅券については1回の保険事故を通じて5万円を限度とします。  
③ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。  
\* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

\*10 損害額とは?

修理費または時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者(保険の対象となる方)が支出した費用等をいいます。

\*4 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

## 保険金をお支払いしない主な場合



- たとえば、
- ① ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失
  - ② 保険金受取人の故意または重大な過失
  - ③ 戦争、内乱等\*1
  - ④ 放射線照射、放射能汚染
  - ⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
  - ⑥ けんかや自殺行為、犯罪行為
  - ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
  - ⑧ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ



\*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・ 歯科疾病
- ・ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・ 海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救護費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの



上記①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・ 歯科疾病

上記③④に加え、たとえば、

- ・ ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意
- ・ 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・ 航空機、船舶\*7、車両\*8、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・ 親族に対する賠償責任

\*7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。  
\*8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

上記①~④に加え、たとえば、

- ・ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・ 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・ 携行品の置き忘れまたは紛失\*11
- ・ 山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
- ・ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・ 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊はお支払いの対象となります。)

\*11 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

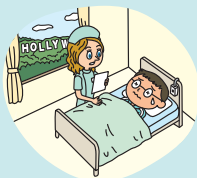
# 5 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

## 保険期間 **31** 日まで のみの補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

海外旅行開始前に  
治療を受けたことが  
ある病気が  
急激に悪化して



疾病に関する  
応急治療・  
救援費用担保  
特約に係る  
治療・救援費用  
保険金

#### ■ 治療費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠・出産・早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*1**により医師の治療を受けられた場合

#### ■ 救援費用部分

##### お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠・出産・早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化\*1**により**3日以上\*2**続けて入院された場合

\*2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

#### ! 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意

\*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることに被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。

偶然な事故にあって



偶然事故  
対応費用  
保険金

#### お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故\*3により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下記a.~g.の費用の負担を余儀なくされた場合

- a. 交通費
- b. 宿泊施設の客室料
- c. 国際電話料等通信費
- d. 渡航手続費
- e. 渡航先での各種サービス取消料等
- f. 食事代\*4
- g. 身の回り品購入費\*4



\*3 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。

\*4 f.食事代およびg.身の回り品購入費については下表に掲げる費用が対象となります。

【○:対象 / ×:対象外】

費用の範囲	費用を負担した場所		
	出発地	乗継地	目的地
f. 食事代*5	○	○	×
g. 身の回り品購入費*6	×	×	○

## 保険期間 **31** 日超 のみの補償

### 保険金の種類

### 保険金をお支払いする主な場合

手荷物が  
届かなくて



航空機寄託  
手荷物  
保険金

#### お支払いする場合

航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を寄託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかったために、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合

航空機が遅れて



航空機遅延  
保険金

#### お支払いする場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかった場合

海外渡航期間3ヶ月超のオプション

旅先から一時的に  
帰国して



緊急一時  
帰国費用  
保険金

#### お支払いする場合

被保険者(保険の対象となる方)が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、被保険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗航空機・船舶の遭難・行方不明により、被保険者が一時帰国された場合

! 上記の原因が生じた日からその日を含めて**10日を経過した日までに**一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて**30日以内**に再び海外の滞在地に戻られた場合に限ります。

同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者・親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国よりその日を含めて**30日以内**に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。



## 「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。



## 保険金のお支払い額



### お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額



### お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額

たとえば  
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)  
 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名分かつ救護者1名につき14日分まで)

- ❗ 保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救護費用部分合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。
- ❗ 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

### お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額等を除きます。)

❗ お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記a～f.の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、f.食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、g.身の回り品購入費については、a.～f.とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)

※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。



- \*5 以下の①または②のいずれかの事由により、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限り、
  - ① 搭乗する予定であった航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと
  - ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できなかったこと

- \*6 航空機への搭乗時に被保険者(保険の対象となる方)が航空会社に運搬を委託した手荷物が、その航空機が目的地に到着後**6時間以内**に運搬されなかった場合で、航空機が目的地に到着してから**96時間以内**に負担した費用に限り、

## 保険金をお支払いしない主な場合



- たとえば、
- ・海外旅行終了後に治療を開始した場合
  - ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
  - ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
  - ・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用
    - たとえば
      - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
      - ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
    - ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
    - ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
    - ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
    - ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
    - ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
    - ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
    - ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用



- P.12に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、
- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
  - ・保険金受取人の法令違反
  - ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
  - ・地震、噴火またはこれらによる津波
  - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
  - ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
  - ・歯科疾病
  - ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
  - ・山岳登山、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ



## 保険金のお支払い額

### お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)

❗ 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、**96時間以内**に目的地において負担した費用に限り、手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### お支払い額

被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額

- ❗ 1回の事故について2万円を限度とします。
- ❗ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は**出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)**、左記②の場合は**乗継地において負担した費用**に限り、

**ご注意** 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

### お支払い額

ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額。

- ❗ 1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。
- ① 往復の航空運賃等の交通費
- ② 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および諸雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の一時帰国について、合計して20万円を限度とします。

※ご契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額になります。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- P.12に記載の①～④に加え、たとえば、
- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
  - ・保険金受取人の法令違反
  - ・地震、噴火またはこれらによる津波



- P.12に記載の①、②に加え、たとえば、
- ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者または2親等以内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
  - ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

- ①**帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者（保険の対象となる方）とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②**旅行先でのお仕事・運動**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合。
  - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を降きます。搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
  - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）。
  - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③**補償の重複について**：
- ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
  - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。\*2
  - \*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
  - \*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ④**保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤**保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ⑥**契約者について**：20歳未満の方はご契約者にはなれませんのでご注意ください。  
【アパート（借家）・寮・ホームステイ（保険期間32日以上）の場合】  
留学生の方、ワーキング・ホリデーで海外に滞在する方はご契約者にはなれません。（ご契約者≠留学生またはワーキング・ホリデーで海外に滞在される方）  
ご契約者は保険期間を通じて日本に在住される方としてください。
- ⑦**留学先、ワーキング・ホリデー先から保険加入を求められている場合について**：留学、ワーキング・ホリデー先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合がございます。お客様ご自身で基準をご確認いただいた上で、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- ⑧**海外における契約内容変更手続きについて**：
- 【延長】保険期間の延長は満期（終期日）前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっていただき取扱代理店に延長の手続きをお申し出ください。ただし、延長の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。  
※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。  
追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－現存契約の保険期間に対応する適用保険料
- 【解約】保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合は取扱代理店にご連絡ください。
- ⑨**付保証明書について**：保険証券、保険契約証または被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『海外旅行保険あんしんガイドブック』および『海外旅行保険普通保険約款および特約』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

<お問い合わせ先・取扱代理店>

<引受保険会社>

**東京海上日動火災保険株式会社**

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

